

◎総合研究開発機構法を廃止する法律

(平成一九年六月二七日法律第一〇〇号)

一、提案理由 (平成一九年四月一七日・参議院内閣委員会)

○国務大臣 (大田弘子君) 総合研究開発機構法を廃止する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

総合研究開発機構は、現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与するため、総合的な研究開発の実施及び助成等を行うシンクタンクとして、昭和四十九年に設立された認可法人であります。

本法律案は、平成十七年十二月に閣議決定された行政改革の重要方針を踏まえ、特殊法人等の改革等の一環として、総合研究開発機構法を廃止し、認可法人である総合研究開発機構を財団法人とするための措置を定めるものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、総合研究開発機構法を廃止することとしております。

第二に、認可法人である総合研究開発機構を平成二十年三月三十一日までに財団法人へと組織変更するとともに、機構に対する政府の出資金を無利子貸付金に振り替え、八年以内に割賦償還させるために必要な規定等を整備するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び概要でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告 (平成一九年四月二五日)

○藤原正司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人等の改革等の一環として、総合研究開発機構法を廃止し、総合研究開発機構の財団法人への組織変更を可能にする規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、総合研究開発機構を財団法人に組織変更する理由、機構の研究実績についての評価、組織変更後の機構の役割と国との関係、機構の財政基盤の現状と今後の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院内閣委員長報告 (平成一九年六月二一日)

○河本三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人改革等の一環として、総合研究開発機構法を廃止するための措置等を定めるものであります。

その主な内容を申し上げます。

総合研究開発機構法を廃止し、認可法人である総合研究開発機構を財団法人へと組織変更するとともに、機構に対する政府の出資金を償還させるために必要な規定等を整備するものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月十二日本委員会に付託され、六月十五日大田国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、六月二十日質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決しましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。